

令和6年11月18日
健康福祉常任委員会資料

12月定例会提出予定議案について

- ・大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う
使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

保健医療部

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

(1) 法改正の内容

大麻草採取栽培者の名称が第一種大麻草採取栽培者（大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者）又は第二種大麻草採取栽培者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者）に改められる。

(2) 条例改正の内容

大麻草採取栽培者の名称が改められることに伴い、都道府県知事の免許である第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査に係る事務に変更が生じることから、兵庫県が徴収する大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料の名称及び額について、次のとおり所要の整備を行う（別表第4関係）。

ア 「大麻草採取栽培者免許申請手数料」、「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」及び「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」の字句を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」、「第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」及び「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

イ 第一種大麻草採取栽培者の免許の申請を行う場合の手数料の額を22,500円（現行の大麻草採取栽培者免許の申請を行う場合の手数料6,700円）とする。

ウ その他規定の整備を行う。

改正前		改正後	
大麻草採取栽培者 免許申請手数料	6,700円	第一種大麻草採取栽培者 免許申請手数料	<u>22,500円</u>
大麻草採取栽培者 名簿登録変更手数料	3,200円	第一種大麻草採取栽培者 名簿登録変更手数料	同左
大麻草採取栽培者 免許証再交付手数料	3,200円	第一種大麻草採取栽培者 免許証再交付手数料	同左

2 施行期日

令和7年3月1日